

# 商品概要説明書

2021年3月1日現在

## 商品名：期日指定定期預金

販売対象	個人の方のみ	
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長3年 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年の間の任意の日を指定できます。（ただし、満期日の指定をする時は、その1か月前までに通知することが必要です。）</li> <li>・自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>	
預入	預入方法	一括預入
	預入金額	1,000円以上300万円未満
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
利息	適用金利	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>	
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の「2年以上の利率」に0.5%上乗せした利率）</li> <li>・マル優の取扱いができます。</li> </ul>	
中途解約時の取扱い	別表の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利で計算した期限前解約利息とともに支払います。（この場合、約定利率は「2年以上の利率」とします。）	
金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	

## 商品名：期日指定定期預金

苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（8時45分～17時10分、電話：0852-23-5505）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・当金庫で公的年金をお受け取りの方または当金庫でのお受け取りを指定された方、ならびに満75歳以上の方については、お申込みによりお一人様あたり350万円まで金利優遇定期預金「長寿」として預入できます。</li> </ul>
預金保険について	<p>預金保険制度の対象となります。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>

### <別表> 中途解約利率

預入していた期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

（注）小数点第3位以下切捨て